

統治行為論と憲法裁判官の役割

一 諸法秩序^①と統治行為論

1 統治行為論批判

① 高度の政治性のあいまいさ^②。②憲法上の根拠は？

2 形式的意味の憲法(硬性の憲法典)が裁判所に付与している権限の範囲の問題。

①ある所与の法秩序を離れて一般的に論じることはできない。②「自制」か「無権限」か^③。

二 憲法裁判官の役割

1 法の階層構造の維持者

・実定法の「ヒエラルヒーは、憲法裁判官(juge constitutionnel)が存在して初めて真に完全であり実効的なのである」^④。

2 「転轍手(aiguilleur)」としての憲法裁判官(法令違憲審査権を有する裁判官)

・憲法事項、法律事項等の振り分けという役割^⑤。

三 日本国憲法と統治行為

1 統治行為が争点となった事例

・砂川事件(最大判昭和34年12月16日、刑集13巻13号3225頁)。

→(変形)統治行為論を採用せず、合憲判決を出すことは、理屈上は、さほど困難だったとは考えられない。

・苫米地事件(最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁)。

・衆議院議員総選挙無効事件(最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁)。

2 主権者たる国民の終極的な政治的批判？

・「終極的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねるべき」(最大判昭和34年12月16日、刑集13巻13号3225頁/砂川判決)。
／「最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである」(最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁/苫米地事件)

→憲法改正権者たる国民(憲法96条1項)を指す？

cf.1962年11月6日 憲法院決定(Décision n°62-20 DC) / フランス第五共和国憲法11条の国民投票に基づく法律による憲法改正について憲法院の審査権限を否定。

3 訴訟法ないし訴訟技術の問題ではないか。

①事情判決(の法理)(前出・昭和51年判決)。②将来効判決(広島高裁岡山支部判決平成25年3月26日LEX/DB25500398)。③著反法的安定性の法理(最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁/非嫡出子相続分差別違憲判決)。

まとめ

① 「諸法秩序」について、拙稿「憲法上の権利論の再構成—法実証主義憲法学・試論—」龍谷法学第49巻第1号(2016年8月)。

② 小林節『政治問題の法理』(1988年、203-206頁)。

③ 小林節・前掲書(209-210頁)。

④ L. Favoreu, L'apport du Conseil constitutionnel au droit public., Pouvoir n.13,1980,pp.17-26. In La Constitution et son juge, Economica, 2014, p1103.

⑤ ルイ・ファヴォール(樋口陽一=山元一)「憲法訴訟における政策決定問題」日仏法学会編『日本とフランスの裁判観』(1991年、244-247頁)、ルイ・ファヴォール著・植野妙実子訳『法にとらわれる政治 政権交代、コアピタシオン、そして憲法院』(2016年、26-27頁、80-88頁)。